

○国土交通省告示第千六百九十三号

船舶油濁損害賠償保障法（昭和五十年法律第九十五号）第三十九条の七第三項の国土交通大臣が指定する保険者等を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成十九年十二月二十六日

国土交通大臣 冬柴 鐵三

船舶油濁損害賠償保障法第三十九条の七第三項の国土交通大臣が指定する保険者等を定める告示の一部を改正する告示

船舶油濁損害賠償保障法第三十九条の七第三項の国土交通大臣が指定する保険者等を定める告示（平成十六年国土交通省告示第千四百六十三号）の一部を次のように改正する。

第四十三号を第四十四号とし、第四十二号の次に次の一号を加える。

四十三 Korea Shipping Association